特定事業所集中減算 Q&A

盛 岡 市 介 護 保 険 課
令 和 7 年 10 月更新

1　全般について

問１　１月当たりの居宅サービス計画数が 10 件であることから、紹介率が 80%を超えた理由が明らかに正当な理由に該当する場合であっても、特定事業所集中減算チェックシートの提出が必要か。

答１　そのとおり。
紹介率が 80%を超えた場合には、どのような理由であってもチェックシートの提出が必要である。最終的な減算の適用の有無は盛岡市が判断する。

問２　紹介率最高法人への紹介率が 80%を超えたサービスが訪問介護のみの場合、減算対象期間において訪問介護を位置づけた利用者のみが減算の対象となるのか。

答２　そうではない。
判定期間において１以上のサービスにより減算対象と判定された場合は、減算対象期間における全ての居宅サービス計画が減算対象となる。

問３　特定事業所集中減算チェックシートの【チェックシートの作成について】（３）は、具体的にどういうことか。

答３　例１）
ある利用者に対して同一月に法人Ａが運営する訪問介護事業所ＢとＣを位置づけた場合
・「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」は１となる。
・「法人Ａを位置付けた居宅サービス計画数」は２となる。
例２）
ある利用者に対して同一月に法人Ａが運営する訪問介護事業所Ｂと法人Ｅが運営する訪問介護事業所Ｆを位置づけた場合
・「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」は１となる。
・「法人Ａを位置付けた居宅サービス計画数」は１となる。
・「法人Ｅを位置付けた居宅サービス計画数」は１となる。

問３　通所介護と地域密着型通所介護の取り扱いについて変更はあるか。

答３　当該事業所の計上方法について変更はありません。平成 28 年９月２日にお示しした「特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取り扱いについて（通知)」の内容のとおり計算を行ったうえで、80%を超えるか判断願います。

2　「特定事業所集中減算の考え方」別紙１について

問１　「特定事業所集中減算の考え方」別紙１の１の具体例を示して欲しい。

答１　例えば、通所介護の利用者 35 名のうち 30 名が旧玉山村の事業所を利用し、旧玉山村に通所介護が３事業所の場合に、当該「正当な理由」に該当する。
なお、上記の例において判定期間内に旧玉山村及び旧盛岡市の通所介護を利用した者については、旧玉山村及び旧盛岡市それぞれで利用した者として数えるものとする。

問２　「特定事業所集中減算の考え方」別紙１の５について、訪問介護において紹介率最高法人となった法人Ａが訪問介護事業所Ｂ及びＣを運営しており、特定事業所加算を算定している事業所がＢのみの場合は、どのように計算すればよいか。

答２　訪問介護事業所Ｂを位置づけた計画件数を除き、訪問介護事業所Ｃのみを位置づけた計画件数を用いて紹介率を再計算する。その結果、紹介率が80％を超えなければ減算とはならない。